

2025年度 古館まちづくりの会 ゆめふるファンド 実施要項

1 目的

- (1) 新たな活動参加の仕組みを構築し、既存の活動に参加していない会員を含めた、会員の参加ときっかけの拡充を図る。
- (2) 会員のやりたいことや願いを叶えることで、地域内において、新たな自律的な取り組みの活性化を図る。
- (3) 会員相互の考えや夢を表出する機会や活動報告の機会を設けることにより、新たな発想や会員相互の交流の促進を目指す。

2 事業の概要

- (1) 毎年1回、応募期間を設けて、ゆめふるファンド事業から予算を受けて実施したい取り組みを会員向けに募集する（申請は、1事業上限10万円）。
- (2) 審査委員会を開催し、審査委員に向けて、プレゼンテーションをしてもらう。
- (3) 審査委員の協議の結果、採択団体を選定する。
- (4) 採択されたチームは、所定の期間で活動を実施し、使用した費用の報告を行う。余剰金は、返還する。
- (5) 採択されたチームは、活動終了後に報告会を実施する。

3 募集

- (1) ゆめふるファンド事業チームは、毎年度2回、応募期間を設けて申請団体を募集することを基本とする。
第1回応募〆切：2025年7月末、第2回応募〆切：2026年11月末
- (2) ゆめふるファンド事業チームは、随時申請団体からの相談に応じ、必要と判断した時には応募期間外の申請を受け付けることができる。

4 申請

- (1) 申請できる者は、代表者が古館まちづくりの会の会員で、構成員が古館まちづくりの会の会員が半数以上である、3人以上の団体とする。
- (2) 申請団体は、所定の様式に取り組みの概要を記載し、所定の期限までにゆめふるファンド事業チームに提出する。
- (3) 申請する取り組みは、1年度以内を基本とする。
- (4) 申請する取り組みは、1つの取り組みにつき10万円以内を基本とする。
- (5) 申請団体は、予算のみの申請か、活動に対する助言を受けることを合わせた申請か、選択する。
- (6) 申請団体は、ゆめふるファンド事業チームが実施する審査委員会で、取り組みについて説明する。
- (7) 申請団体は、申請前にゆめふるファンド事業チームに申請書の書き方や、事業計画等を相談することができる。ただし、採否の結果に影響しない範囲の相談とする。

5 審査委員会・審査委員

- (1) ゆめふるファンド事業チームは、審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員は、ゆめふるファンド事業チームが古館まちづくりの会の会員等に依頼し、選定する。
- (3) 審査委員は、応募期間内に申請があった場合毎に委嘱する。
- (4) 審査委員の任期は、1年度とする。
- (5) ゆめふるファンド事業チームは、審査委員が当該取り組みに関する活動を行った場合、1回あたり2,000円を基準とした報酬を支払う。
(5名×2,000円/回×2回/年=2万円/年度)

6 採択

- (1) 審査委員会は、採択する団体を選定し、すべての団体に結果を通知する。
- (2) 採択する事業は、上限10万円を基本とする。10万円の予算内であれば、複数の団体を採択することができる。
- (3) 審査委員会は、採択予定の団体に対し、採択する予算の全体額や内訳について、変更を求めることができる。

7 活動実施

- (1) 採択団体は、申請した取り組みを実施する。実施に当たり、大幅な変更が生じる場合には、適宜ゆめふるファンド事業チームに相談する。
- (2) 活動に対する助言を受けることを合わせた申請を行った団体には、アドバイザーを配置し、活動に対する助言や支援を受けることができる。
- (3) 採択団体は、ゆめふるファンド事業チームに対し、前金払い申請を行うことができる。
- (4) 前金払いの金額は、ゆめふるファンド事業チームが認めた額とする。

8 アドバイザー

- (1) アドバイザーは、採択団体の依頼により、活動の企画実施に対して助言及び支援を行う。
- (2) アドバイザーは、古館まちづくりの会の会員から1名を基準とし、採択団体とゆめふるファンド事業チームの協議の上、選定する。
- (3) ゆめふるファンド事業チームは、アドバイザーが当該取り組みに関する活動を行った場合、1事業上限3万円を基準とした報酬を支払う。
(1団体×1名×3,000円/回×10回/年度=3万円/年度)

9 活動報告

- (1) 採択団体は、予算を使用した取り組みが終了した際に、ゆめふるファンド事業チームに支出報告を行う。
- (2) 活動において余剰金が発生した場合は、ゆめふるファンド事業チームに返還する。
- (3) 採択団体は、活動終了後に報告会を実施する。